

II. 長岡市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたる計画です。

本市では、既成市街地内に人口や都市機能を集約し、ラダー型広域幹線道路網の整備により信濃川兩岸の都市機能や各地域拠点との結びつきを強化する「コンパクトなまちづくり」を進めます。さらに、既存ストックの有効活用や長寿命化を図り、将来も安全・安心に住み続けられる持続可能なまちづくりを目指します。

1. 対象区域及び計画期間

対象区域：長岡市全域

計画期間：2021年度から2030年度までの10年間

2. 都市づくりの将来像

《将来都市像の実現に向けた 都市づくりの“3つのポイント”》

安全・安心で
持続可能な
コンパクトなまち
長岡

POINT
1

都市の活力を生み出し、生活を支える3つの拠点を形成し、円滑な交通ネットワークで結ぶ

POINT
2

人口・世帯数減少を見据え、既成市街地を有効活用する

POINT
3

安全・安心で持続可能なまちづくりを追求する

